

○建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定

平成19年5月18日

島根県告示第447号

改正 平成20年2月29日告示第169号

平成20年9月26日告示第787号

平成22年6月15日告示第413号

平成25年3月15日告示第170号

平成25年6月14日告示第453号

平成28年6月14日告示第460号

令和元年6月14日告示第82号

令和4年6月17日告示第468号

令和6年3月29日告示第232号

令和7年3月25日告示第173号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成19年6月20日から施行する。

- 1 中間検査を行う区域 県内全域（松江市及び出雲市の区域を除く。）
- 2 中間検査を行う期間 平成19年6月20日から令和10年6月19日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模 木造の建築物のうち、新築の一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。）で、延べ面積が100平方メートルを超えるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - (1) 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）による融資を利用して建築されるもの
 - (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の規定により、登録住宅性能評価機関において建設住宅性能評価を受け、その評価書の交付を受けて建築されるもの
 - (3) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人に同法第19条第1号に規定する住宅瑕疵担保責任保険契約又は同条第2号に規定する保険契約を申し込んで建築されるもの
- 4 指定する特定工程 構造耐力上主要な柱、はり及び筋かいの接合並びに耐力壁の工事
- 5 指定する特定工程後の工程 内装工事及び壁の外装工事
- 6 適用の除外 次のいずれかに該当するものについては、この告示の規定は、適用しない。
 - (1) 法第18条第2項の規定の適用を受ける建築物
 - (2) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
 - (3) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
 - (4) 法第97条の2第1項の規定により置かれた建築主事又は同条第2項の規定により置かれた建築副主事（いずれも浜田市及び江津市に置かれた者に限る。）がつかさどる事務に係る建築物

改正文（平成20年告示第169号）抄

平成20年4月1日から施行する。

改正文（平成20年告示第787号）抄

平成20年10月1日から施行する。

改正文（平成22年告示第413号）抄

平成22年6月15日から施行する。

改正文（平成25年告示第170号）抄

平成25年4月1日から施行する。

改正文（平成25年告示第453号）抄
平成25年6月14日から施行する。

改正文（平成28年告示第460号）抄
平成28年6月14日から施行する。

改正文（令和元年告示第82号）抄
令和元年6月14日から施行する。

改正文（令和4年告示第468号）抄
令和4年6月17日から施行する。

改正文（令和6年告示第232号）抄
令和6年4月1日から施行する。

改正文（令和7年告示第173号）抄
令和7年4月1日から施行する。